

避難情報発令時における八王子市内保育施設の臨時休園等のガイドライン

1 目的

台風や集中豪雨等に伴う避難情報発令時における市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業(以下「保育所等」という。)において、子ども、保護者及び保育従事者等の安全を守るため、保育所等の開所や臨時休園等の対応について、ガイドラインを定める。

2 臨時休園等の基本的な考え方について

警戒レベル3以上が発令された場合の対応は、以下のとおりとする。

<臨時休園等の基本的な考え方>

警戒レベル	保育所等の対応	
	土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域	
	区域内にある保育所等	区域外にある保育所等
警戒レベル3 (高齢者等避難)	臨時休園	登園自粛要請 公共交通機関の計画運休などにより保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難な場合は臨時休園とする場合がある。
警戒レベル4 (避難指示)		全員登園(予定)がない場合は、臨時休園とする。
警戒レベル5 (緊急安全確保)		

3 臨時休園等の判断について

- ・当日の午前6時時点の警戒レベルにより判断する。
- ・前日の午後2時及び当日の午前6時に、市ホームページ等により臨時休園等の情報提供を行う。

(1) 翌日の開園に影響を与える台風や集中豪雨等が予想される場合

翌日の公共交通機関の計画運休及び警戒レベル発令予想等が発表され、園児の送迎及び保育士の確保が困難になる可能性がある場合、午後2時の時点で、翌日の臨時休園等の判断を行う。臨時休園となった場合は、午前中に警戒レベルが引き下げられたとしても、安全確認のため、原則1日臨時休園とする。

天候等の変化により、前日の午後2時時点の判断に変更が生じる場合は、当日の午前6時時点で最終判断する。

(2) 開園中に警戒レベル3以上が発令された場合

保護者に早めのお迎えを要請する。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水深が0.5m以上の洪水浸水想定区域内にある保育所等については、各園で定める避難確保計画に従い避難する。

4 保護者及び職員への周知

- ・市は、文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者周知を行う。
- ・保育所等は、入園時や園だより等で適時の保護者周知を努めるものとする。
- ・保育所等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等をあらかじめ定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。
- ・臨時休園にする場合は、保育所等は、施設の入り口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。